



中部電力ミライズ

2026年11月1日実施

料 金 表

(産業用電力)

中部電力ミライズ株式会社

料 金 表

（産業用電力）

I 産業用電力

料金は、料金プランに応じ次のとおりといたします。

1 料金プラン

（1） 料金プランは、次のとおりといたします。

イ 高圧電力（500キロワット未満）で供給を受ける場合

料 金 プ ラ ン		
第 1 種	プ ラ ン L	
	プ ラ ン H	
第 2 種	プ ラ ン L	
	プ ラ ン H	

ロ 高圧電力（500キロワット以上）で供給を受ける場合

料 金 プ ラ ン		
第 1 種	プ ラ ン A	
	プ ラ ン B	
第 2 種	プ ラ ン A	
	プ ラ ン B	

ハ 特別高圧電力で供給を受ける場合

料 金 プ ラ ン		
第 1 種	プ ラ ン A	
	プ ラ ン B	
第 2 種	プ ラ ン A	
	プ ラ ン B	

（2） 料金プランの適用は、1 契約種別につき 1 料金プランとし、あらかじめお客さまに選択していただきます。

なお、お客さまは、原則として、1 料金プランを適用されてから 1 年に満たないで他の料金プランに変更することはできません。

2 料金区分

この料金表における季節区分および時間帯区分は、次のとおりといたします。

（1） 季節区分

イ 夏 季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

ロ そ の 他 季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

（2） 時間帯区分

イ 重負荷時間

夏季の毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。ただし、別表（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、重負荷時間および別表（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ハ 夜間時間

重負荷時間および昼間時間以外の時間をいいます。

3 料 金

基本料金および電力量料金は、料金プランに応じ、次のとおりといたします。

(1) 第1種プランL・第1種プランH・第1種プランA・第1種プランB

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定することとし、重負荷時間に使用された電力量には重負荷時間料金を、昼間時間に使用された電力量には昼間時間料金を、夜間時間に使用された電力量には夜間時間料金をそれぞれ適用いたします。

イ 高圧電力（500キロワット未満）で供給を受ける場合

料金プラン	基本料金	電力量料金		
		重負荷時間 料 金	昼 間 時 間 料 金	夜 間 時 間 料 金
	契約電力1キロワット1月につき	1キロワット時につき	同左	同左
第1種プランL	1,494円13銭	25円35銭	22円08銭	17円00銭
第1種プランH	1,879円65銭	22円04銭	19円24銭	17円00銭

ただし、契約電力が500キロワット以上となる場合は、次のとおりといたします。

料金プラン	基本料金	電力量料金		
		重負荷時間 料 金	昼 間 時 間 料 金	夜 間 時 間 料 金
	契約電力1キロワット1月につき	1キロワット時につき	同左	同左
第1種プランL・第1種プランH	1,879円65銭	22円04銭	19円24銭	17円00銭

ロ 高圧電力（500キロワット以上）で供給を受ける場合

料金プラン	基本料金	電力量料金		
		重負荷時間 料 金	昼 間 時 間 料 金	夜 間 時 間 料 金
	契約電力1キロワット1月につき	1キロワット時につき	同左	同左
第1種プランA	1,879円65銭	22円04銭	19円24銭	17円00銭
第1種プランB	2,077円65銭	20円42銭	17円96銭	17円00銭

ハ 特別高圧電力で供給を受ける場合

	料金プラン	基本料金	電力量料金		
			重負荷時間 料 金	昼 間 時 間 料 金	夜 間 時 間 料 金
		契約電力1キロワット 1月につき	1キロワット時 につき	同左	同左
標準電圧 20,000 ボルト または 30,000 ボルトで 供給を受ける場合	第1種プランA	1,706円98銭	21円64銭	18円88銭	15円63銭
	第1種プランB	1,904円98銭	19円83銭	17円43銭	15円63銭
標準電圧 70,000 ボルト で供給を受ける場合	第1種プランA	1,665円08銭	21円37銭	18円65銭	15円48銭
	第1種プランB	1,863円08銭	19円54銭	17円19銭	15円48銭
標準電圧 140,000 ボルト で供給を受ける場合	第1種プランA	1,623円17銭	21円16銭	18円49銭	15円18銭
	第1種プランB	1,821円17銭	19円11銭	16円83銭	15円18銭

(2) 第2種プランL・第2種プランH・第2種プランA・第2種プランB

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

イ 高圧電力（500キロワット未満）で供給を受ける場合

料金プラン	基本料金	電力量料金	
		夏季料金	その他季料金
	契約電力1キロワット1月につき	1キロワット時につき	同左
第2種プランL	1,494円13銭	21円28銭	20円08銭
第2種プランH	1,879円65銭	19円35銭	18円35銭

ただし、契約電力が500キロワット以上となる場合は、次のとおりといたします。

料金プラン	基本料金	電力量料金	
		夏季料金	その他季料金
	契約電力1キロワット1月につき	1キロワット時につき	同左
第2種プランL・第2種プランH	1,879円65銭	19円35銭	18円35銭

ロ 高圧電力（500キロワット以上）で供給を受ける場合

料金プラン	基本料金	電力量料金	
		夏季料金	その他季料金
	契約電力1キロワット1月につき	1キロワット時につき	同左
第2種プランA	1,879円65銭	19円35銭	18円35銭
第2種プランB	2,077円65銭	18円46銭	17円52銭

ハ 特別高圧電力で供給を受ける場合

	料金プラン	基本料金	電力量料金	
			夏季料金	その他季料金
		契約電力1キロワット1月につき	1キロワット時につき	同左
標準電圧 20,000 ボルト または 30,000 ボルトで 供給を受ける場合	第2種プランA	1,706円98銭	18円45銭	17円50銭
	第2種プランB	1,904円98銭	17円50銭	16円63銭
標準電圧 70,000 ボルト で供給を受ける場合	第2種プランA	1,665円08銭	18円23銭	17円29銭
	第2種プランB	1,863円08銭	17円27銭	16円43銭
標準電圧 140,000 ボルト で供給を受ける場合	第2種プランA	1,623円17銭	18円01銭	17円09銭
	第2種プランB	1,821円17銭	16円93銭	16円11銭

II 臨時電力

基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

なお、電力量料金は、その1月の使用電力量により、Ⅰ（産業用電力）3（料金）（2）に準じて算定いたします。

イ 高圧電力（500キロワット未満）で供給を受ける場合

基本料金	電力量料金	
	夏季料金	その他季料金
契約電力1キロワット1月につき	1キロワット時につき	同左
1,791円65銭	24円06銭	22円61銭

ロ 高圧電力（500キロワット以上）で供給を受ける場合

基本料金	電力量料金	
	夏季料金	その他季料金
契約電力1キロワット1月につき	1キロワット時につき	同左
2,254円70銭	21円75銭	20円53銭

ハ 特別高圧電力で供給を受ける場合

	基本料金	電力量料金	
		夏季料金	その他季料金
	契約電力1キロワット1月につき	1キロワット時につき	同左
標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,047円50銭	20円70銭	19円54銭
標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	1,997円21銭	20円44銭	19円31銭
標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	1,946円93銭	20円18銭	19円05銭

Ⅲ 自家発補給電力

基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

なお、電力量料金は、その1月の使用電力量により、Ⅰ（産業用電力）3（料金）（2）に準じて算定いたします。

イ 高圧電力（500キロワット未満）で供給を受ける場合

基本料金	電力量料金	夏季料金	その他季料金
		1キロワット時につき	同左
1,621円94銭	定期検査または定期補修による場合	22円70銭	21円39銭
	定期検査および定期補修以外による場合	26円33銭	24円68銭

ロ 高圧電力（500キロワット以上）で供給を受ける場合

基本料金	電力量料金	夏季料金	その他季料金
		1キロワット時につき	同左
2,046円22銭	定期検査または定期補修による場合	20円59銭	19円47銭
	定期検査および定期補修以外による場合	23円67銭	22円27銭

ハ 特別高圧電力で供給を受ける場合

	基本料金	電力量料金	夏季料金	その他季料金
	契約電力1キロワット1月につき		1キロワット時につき	同左
標準電圧 20,000 ボルト または 30,000 ボルトで 供給を受ける場合	1,870円41銭	定期検査または定期 補修による場合	19円63銭	18円58銭
		定期検査および定期 補修以外による場合	22円57銭	21円24銭
標準電圧 70,000 ボルト で供給を受ける場合	1,824円32銭	定期検査または定期 補修による場合	19円38銭	18円35銭
		定期検査および定期 補修以外による場合	22円26銭	20円98銭
標準電圧 140,000 ボルト で供給を受ける場合	1,778円22銭	定期検査または定期 補修による場合	19円14銭	18円13銭
		定期検査および定期 補修以外による場合	21円97銭	20円69銭

IV 予 備 電 力

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、次のとおりといたします。

また、電力量料金は、その1月の使用電力量により、Ⅰ（産業用電力）3（料金）（1）または（2）に準じて算定いたします。

イ 高圧電力（500キロワット未満）で供給を受ける場合

	基本料金	電力量料金
	契約電力1キロワット1月につき	1キロワット時につき
予備線の場合	102円95銭	常時供給分の該当料金を適用するものといたします。
予備電源の場合	166円53銭	同上

ロ 高圧電力（500キロワット以上）で供給を受ける場合

	基本料金	電力量料金
	契約電力1キロワット1月につき	1キロワット時につき
予備線の場合	102円95銭	常時供給分の該当料金を適用するものといたします。
予備電源の場合	166円53銭	同上

ハ 特別高圧電力で供給を受ける場合

	基本料金	電力量料金
	契約電力1キロワット1月につき	1キロワット時につき
予備線の場合	57円28銭	常時供給分の該当料金を適用するものといたします。
予備電源の場合	93円54銭	同上

附 則

1 実施期日

この料金表は、2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

2 この料金表の実施にともなう切替措置

高圧で電気の供給を受けるお客さまについて、この料金表実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、基本契約要綱（高圧）24（料金の算定）および25（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別表（休日等）

休日等とは、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日および12 月 31 日をいいます。